



自治法施行十五周年を迎えて、越し方を振り返ると、わが国にとつても熊本県にとつても、あらゆる意味で多事多難の連続であった。

終戦後の廢墟と化した熊本市街の焼野原に立つて誰が今日の繁榮を想像し得たものがあつたであらうか。

たくましい県民の方々のご努力によつて、遂にここまでたどりつくことができた。

その間十五年、終戦直後の日本の民主化の方針は、憲法その他あらゆる法律を根本から変えた。

日本人はとまどつた。然しながら優秀なわが民族はこれを巧みにこなしてきた。

県議会も当然この嵐の中にあつたが、一歩一歩前進発展していった。これからも又苦難の道ではあつても、必ず堅実な発展をとげて、県民各位の付託にこたえるだろう。

欧米視察で思つたこと

熊本県議会議長 平川千吉

私は、今年の春機会があつて、全国県議會議長団の組織した行政視察団の一員として、欧米各国を訪れた。各国では、それ／＼地方制度が異なつた形で行なわれて居り、特に欧州各国の地方制度は、全くかつてのわが国の府県制のようなもので、極めて時代おくれの、非民主的な制度のように見える。

ところが、それが何の不思議もなく、当然のように考えられて、立派に運営の妙を発揮して、それ／＼の国民が幸福に暮し、経済はいよいよ堅実に、国々はますます発展を続けている。

私は思つた。これは制度の問題ではなくて、その制度の運営に當つて高度の民主主義の理想が、合理的に国民の間に培われて、立派な花が咲いたもの。

我々県民も、私もふくめて、考えねばならないことだとして、考えさせられた。これからも懸命の努力をばらばら、県民の幸福のため最善をつくしたいと思つて

行て 施え 法を 治年 自周 方五 地十

国の岳の湯地区では、地熱発電のテスト・ボーリング(三十六年)を行つたが、極めて有望視されている。

本県は、例年大災害をうむつて居るが、特に昭和二十八年の六・二六災(八百三十一億円)および三十二年の七・二六災(七十五億円)は、その最たるものであつた。

今年七月にも豪雨による災害(四十二億円)があり、防災面の抜本的な対策が要望されてきた。

そこで、阿蘇、球磨地域の沿山や、河川、海岸線の沿水に重点を置いてきたが、特に球磨川上流に市房ダム(防災、発電、農業水利)が竣工(三十五年)し、さらに緑川、菊池川、氷川などにも防災を兼ねた多目的ダムを計画中である。

人づくり

本県の余剰労働力は、先進地へ流出しているが、これらに対しては、職業訓練所の移築(三十七年)、伝

苦難の道から新しい村づくりへ

市町村十五年のあしあと

次は、終戦から今日までの市町村の動きを、いくつかのできごとによつてふりかへつてよよう。

町内会と部落会

永い間の戦争による物資の不足、それ

が、前記の理由と、地方財政計画の見込みがよい等、昭和二十七年から赤字団体が目立ち(十四市町村)、二十八年には六十九団体、一億九千万円に及んだ。この傾向は、全国的なもので三十年まで続いた。

そこで政府は、地方財政再建特別措置法を作つて対策にのり出した。本県では、九市町が全部適用団体、一市が自主再建団体に努力をし、その実をあげたが、支出の増加と、これに見合う収入源をもたない農林漁業地域を主とする本県としては、何らかの抜本的な施策を要求する声が大きき。

町村合併と新市町村の建設

この町村合併促進法に基づいて、いよいよ合併への実動に移つたが、地方自治法の市制の人口を、三万から五万に引き上げようとする動きは、逆に市制への希望をかりたて、二十九年四月一日を期して、玉名市、本渡市、山鹿市をはじめ、宇土町、菊水町、鹿北村、阿蘇町、一の宮町、益城町、竜北村、球磨村、大矢野町が誕生し、金剛、高田、八千把の三村が八代市に編入された。

十一市九十町村に

引きつづき同年七月一日には牛深市が生れ、町村合併促進法の、合併が有利に進められるような改正措置と相まって、同年中に、八十三町村の減少をみた。さらに、三十年には八十一町村、合併二百一町村の減少をみる明治二十二年に

伸びた県民所得

県振興のバロメーターである県民所得の伸びをみると、戦前水準(昭和九し一年平均)を二〇とした戦後の一人当り県民所得は、昭和二十三年に五九%であつたのが、二十八年には、戦前水準を突破し、さらに三十二年には一三〇%に伸び、三十五年には、一五六%八万七千円にまで達した。

しかしながら、これでも全国水準にくらべると、その七一%にすぎない。今後とも、県一致の体制で県計画を推進し、早急に全国水準到達という念願を果したいものである。

に、経験したことのない敗戦で、一時国民は放心状態に陥つた。終戦の年の九月には、県からの通達に基づいて、市町村にも戦後対策委員会が設置された。一方町内会、部落会を通じ、九月の常

つぐ画期的大合併が行なわれた。

しかしながら、この間三十年四月には地方選挙が行なわれ、選挙との関連から、あるいは周辺部落の反対から、種々の問題も起り、発砲騒ぎや、県庁前のハリスト、はては、県議会に対するムシロ旗陳情等、紛争事件も多かつた。こうして、三カ年の町村合併は終了したが、まだ全国的に相当数の未合併町村が残つたので、引きつづき新市町村建設促進法で残り町村の合併を強力に推進するほか、紛争の解決をはかり、合併町村の建設に積極的な施策を講ずることとした。

この結果、二十八年の五市三百十五町村から、三十七年九月一日現在、十一市九十町村と、ほぼ初期の目標は達成された。

市町村事務の合理化

合併の完了で、新しい皮袋は用意された。中にもられるべき新しい酒は、住民の手によつてつくられて居る。

住民のお世話をする役場の事務が旧態依然として、住民に背をむけるものであつてはならない。財政的にも、「最少の経費で最大の効果をあげる」ような運用が必要である。

今日多くの市町村がこの線に則つて、住民のために、「早く、正しい、安い」行政のサービスに努力を続けているのである。

会徹底事項として、①国内団結と治安の維持、②食糧の増産、③悪性インフレの防止の呼びかけが行なわれる等、町内会、部落会は、物資配給や、放心状態にある人々への、新日本建設の呼びかけ等に重要な役割がなされた。

二十二年の一斉選挙

これらの存在が、日本民主化のためにならぬと見たのか、ついに二十二年一月町内会部落会を廃止された。

婦人参政を含む選挙権、被選挙権の大拡張等、第一次の地方制度改正後、新憲法および地方自治法の施行を前にして、二十二年四月には、衆参両院議員、知事、市町村長、県、市町村議会議員すべてにわたる選挙が行なわれた。

棄権防止運動や、投票所の増設等のため、懸念された投票率も、本県では八〇%前後を示し、相当の成績であつたが、この裏には、さきに廃止された町内会、部落会の役員が、これまでの地位を利用して選挙運動をした例が各地でみられた。

ジリ貧の財政面

戦後のインフレによる人件費の増加、新しい制度の採用による市町村の事務の増加と機構の複雑化(各種委員会等)、相次ぐ災害等のため、市町村の財政は、ジリ貧の状態になつた。

特に、六・三制の実施による新制中学校舎の建築と、市および人口五千以上の町村に置かれた自治体警察が、市町村の財政にあつた影響は甚大であつた。